

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

【法第15～26条、34条～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置
 - 【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置
 - 【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長（内閣総理大臣）

都道府県対策本部長（都道府県知事）

市町村対策本部長（市町村長）

政府対策副本部長（国務大臣）

都道府県対策副本部長（副知事）

市町村対策副本部長（副市町村長）

政府対策本部員
（本部長・副本部長以外の全国務大臣）

都道府県対策本部員

市町村対策本部員